

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

新	旧	備考
<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）</p> <p>平成15年3月25日 03 - 制度 - 00024 沿革（略） <u>平成26年9月24日 一部改正</u></p>	<p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）</p> <p>平成15年3月25日 03 - 制度 - 00024 沿革（略）</p>	
<p><u>（目的）</u> <u>第1条</u> この規程は、<u>限度額設定型貿易保険約款（平成15年4月1日 03 - 制度 - 00017。以下「約款」という。）第3条第2号に定める輸出貨物等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出又は同別表第1の2から16までの項に該当する仲介貿易貨物の販売（以下「対象貨物の輸出等」という。）に係る独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に対する通知及び対象貨物の輸出等ができなくなったことによる損失のてん補について定める。</u></p>	<p>輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に該当する貨物の輸出若しくは仲介貿易（以下「対象貨物の輸出等」という。）<u>については、限度額設定型保険の付保対象となる輸出契約の締結後、</u></p>	
<p><u>（定義）</u> <u>第2条</u> この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>一 <u>「輸出者等」とは、輸出者又は仲介貿易者をいう。</u></p> <p>二 <u>「輸出契約等」とは、輸出契約又は仲介貿易契約を含む一の契約をいう。ただし、一の契約に技術提供契約が含まれる場合、当該技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供の対価の額が輸出契約に基づく輸出貨物の代金の額又は仲介貿易契約に基づく仲介貿易貨物の代金の額のいずれをも超える場合は、これに含まれない。</u></p> <p>三 <u>「輸出等許可」とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。（以下「外為法」という。）第48条第1項又は第25条第4項の規定に基づく許可をいう。</u></p> <p>四 <u>「客観要件」とは、貨物の輸出にあつては、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省</u></p>	<p><u>輸出者若しくは仲介貿易者（以下「輸出者等」という。）が、輸出令第4条第1項第3号ロの規定に基づき経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた若しくは仲介貿易者が、外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第3項第2号ロの規定に基づき経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けた（以下</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>令（平成13年経済産業省令第249号）の各号のいずれか又は輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）の各号のいずれか、仲介貿易貨物の販売にあつては、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号）に該当することをいう。</u></p> <p><u>五 「インフォーム要件」とは、輸出者等が、貨物の輸出にあつては、輸出令第4条第1項第3号ロ又は二、仲介貿易貨物の販売にあつては、外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第3項第2号ロに基づき経済産業大臣から輸出等許可の申請をすべき旨の通知を受けたことをいう。</u></p>	<p>「インフォーム要件に該当した」という。）とき、若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号）の各号のいずれかに該当した若しくは外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第101号）に該当した（以下「客観要件に該当した」という。）ときに、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第48条第1項若しくは第25条第4項の規定に基づく許可（以下「輸出等許可」という。）の申請に対して不許可処分（以下「補完的輸出規制による輸出等不許可処分」という。）を受けた場合、又は輸出者等が「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イ及び第4号イに規定する核兵器等の第3号イ及び第4号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」（輸出注意事項14第17号）の規定</p>	
<p><u>（てん補危険等）</u></p> <p><u>第3条 輸出契約等の保険関係成立後に、対象貨物の輸出等が客観要件又はインフォーム要件（以下「補完的輸出規制等」という。）に該当し、輸出等許可の申請に対して不許可処分を受けた場合は、約款第4条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売することができなくなったことによる損失をてん補</u></p>	<p>に該当した（以下「補完規制報告の規定に該当した」という。）ことに基づく報告を行った後に補完的輸出規制による輸出等不許可処分を受けた場合は、<u>当該不許可処分は限度額設定型貿易保険約款第4条第10号のてん補事由に該当することとし、日本貿易保険は、輸出</u></p>	

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

新	旧	備考
<p>する責めに任ずる。</p>	<p>者等が下記の手続に従った場合には、当該事由により輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任ずる。</p>	
<p><u>(通知)</u></p>	<p><u>1. 通知</u></p>	
<p><u>第4条</u> 輸出者等は、対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したことを基づく輸出等許可の申請を行う必要がないことを確認しなければならない。</p>		
<p><u>2</u> 輸出者等は、保険関係成立までに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したときは、その旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。</p>	<p>(1) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、船積までにインフォーム要件に該当した又は客観要件に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、船積時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。</p>	
<p><u>3</u> 輸出者等は、保険関係成立後に対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当し、これに基づく輸出等許可の申請をしたときは、当該申請をした日から1週間以内にその旨を別紙様式により日本貿易保険に通知しなければならない。</p>	<p>(2) 輸出者等は、対象貨物の輸出等につき、船積までに補完規制報告の規定に該当したときは、その旨を別紙様式により通知しなければならない。ただし、船積時までに輸出許可を取得した場合は、この限りでない。</p>	
<p><u>(免責)</u></p>	<p><u>2. 保険契約の解除等</u></p>	
<p><u>第5条</u> 日本貿易保険は、約款第9条に規定するもののほか、対象貨物の輸出等について、保険関係成立までに対象貨物の輸出等が補完的輸出規制等に該当したときであって、保険関係成立後に補完的輸出規制等による輸出等の不許可処分がなされ、輸出契約等に基づき貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。</p>	<p>(1) 日本貿易保険は、船積みまでにインフォーム要件又は客観要件に該当したときは、</p> <p>補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失をてん補する責めに任じない。ただし、輸出許可を取得した対象貨物の輸出について、補完的輸出規制による輸出不許可処分がなされ輸出契約等に基づき貨物を輸出することができなくなったことによる損失はてん補する責めに任ずる。</p>	
<p><u>(保険金不払、保険金返還)</u></p>		
<p><u>第6条</u> 日本貿易保険は、約款第10条に規定するもののほか、輸出者等が第4条第3項の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p>	<p>日本貿易保険は、輸出者等が1.(1)の規定に基づく通知を怠った場合は、当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険関係に係る保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約の全部若しくは一部を解除することができる。</p>	

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>（保険金の請求）</u> <u>第7条</u> 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、 <u>限度額設定型貿易保険手続細則（平成15年4月1日03-制度-00018）別表2記載の書類の他、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u></p>	<p><u>（3）</u> 保険金の支払を請求する場合は、<u>保険金請求書に輸出不許可処分通知書、損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険の本店に提出しなければならない。</u></p>	

新	旧	備考
<p>別紙</p> <p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>独立行政法人 日本貿易保険 御中</p> <p style="text-align: center;">被保険者(申込者)</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____ 印</p> <p>限度額設定型貿易保険契約において、<u>保険関係が成立した輸出契約等の（輸出・仲介貿易）</u>貨物について（<u>インフォーム要件・客観要件</u>）に該当する事由が発生しているため、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 保険契約の内容 （1）～（2） （略）</p> <p><u>（3）輸出契約等締結日</u> <u>（4）品名</u> <u>（5）貨物の用途</u> （6）～（7） （略） <u>（8）最終需要者</u> <u>（9）支払人</u> <u>（10）支払国</u></p> <p>2. 通知事由の発生日</p>	<p>別紙</p> <p>輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物に係る通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>独立行政法人 日本貿易保険 御中</p> <p style="text-align: center;">被保険者(申込者)</p> <p style="text-align: center;">住所 _____</p> <p style="text-align: center;">氏名 _____ 印</p> <p>限度額設定型貿易保険契約において、輸出貨物について（<u>インフォーム要件・客観要件・補完規制報告の規定</u>）に該当する事由が発生しているため、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 保険契約の内容 （1）～（2） （略） <u>（3）輸出契約書番号</u> <u>（4）輸出契約締結日</u> <u>（5）品名</u> （6）～（7） （略） <u>（8）支払人</u> <u>（9）支払国</u></p> <p>2. 通知事由の発生日</p>	

輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて（限度額設定型貿易保険）・新旧対照表

新	旧	備考
<p>3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易<u>審査</u>課への許可の申請年月日</p> <p>4. 通知事由発生にいたった経緯</p> <p>注：通知書の提出部数は、1通です。</p>	<p>3. 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課への<u>輸出許可の申請年月日</u>又は<u>補完規制報告の規定に該当したことに基づく報告年月日</u></p> <p>4. 通知事由発生にいたった経緯</p> <p>注：通知書の提出部数は、1通です。</p>	